

## 別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 負担割合・補助率
包括的相談支援事業	<p>1 地域包括支援センターの運営</p> <p>平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、平成 29 年度において、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額(下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。)を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合又は広域連合等においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業(平成 20 年厚生労働省告示第 31 号)に掲げる事業をいう。)を全て実施していること。</p> <p>(イ) 総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村は(ア)の要件を満たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営</p> <p>25,000 千円に当該市町村の当該年度における 65 歳以上高齢者数を 4,500 で除した値を乗じた額</p> <p>※ ただし、この計算の結果が 12,500 千円以下の場合には 12,500 千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施</p> <p>930 円に当該市町村の当該年度における 65 歳以上高齢者数を乗じて得た額</p> <p>なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の(a)又は(b)のいずれか高い金額を超えてはならない。</p>	包括的相談支援事業の実施に必要な経費	1 地域包括支援センターの運営 19.25/100

	<p>(a) ②により算出される額</p> <p>(b) ①及び②の合計額を基準額として選択した年度(=移行年度)の前年度の任意事業実績額 ×当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>(注) 10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3か年の平均伸び率</p> <p>2 相談支援事業 知事が必要と認めた額</p> <p>3 利用者支援事業</p> <p>(1) 運営費</p> <p>ア 基本型</p> <p>(ア) 基本分 1か所当たり年額 7,688,000 円</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>①夜間加算 1か所当たり年額 1,451,000 円</p> <p>②休日加算 1か所当たり年額 781,000 円</p> <p>③出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,093,000 円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,934,000 円</p> <p>⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000 円</p> <p>⑦多機能型加算 1か所当たり年額 3,270,000 円</p> <p>⑧一体的相談支援機関連携等加算 1か所当たり年額 300,000 円</p> <p>イ 特定型</p> <p>(ア) 基本分 1か所当たり年額 3,150,000 円</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>①夜間加算 1か所当たり年額 1,451,000 円</p> <p>②休日加算 1か所当たり年額 781,000 円</p> <p>③出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,093,000 円</p>		<p>2 相談支援事業 25/100</p> <p>3 利用者支援事業 1/6</p>
--	--	--	---

	<p>④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1,934,000 円</p> <p>⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 774,000 円</p> <p>ウ 母子保健型</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>①保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 14,331,000 円</p> <p>②保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 6,994,000 円</p> <p>③保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 11,834,000 円</p> <p>④保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 9,491,000 円</p> <p>⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1 か所当たり 9,337,000 円</p> <p>⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1 か所当たり 4,497,000 円</p> <p>※ 平成 27 年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、①から⑥の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等専門職員を 2 名配置する場合 1 市町村あたり 14,988,000 円</li> <li>・保健師等専門職員を 3 名以上配置する場合 1 市町村あたり 21,382,000 円</li> </ul> <p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地</p>		
--	---	--	--

	<p>方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>①多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>②特別支援対応加算 1 か所当たり年額 774,000 円</p> <p>(2) 開設準備経費（改修費等）</p> <p>ア 基本型及び特定型 1 か所当たり 4,000,000 円</p> <p>イ 母子保健型 1 か所当たり 4,000,000 円</p> <p>※ ア・イとも令和5年度に支払われたものに限る。</p> <p>※なお、2と3の基準額について、上記により難しい場合には、別途、知事が認めた額を基準額とする。</p>		
地域づくり事業	<p>1 地域介護予防活動支援事業</p> <p>一 次号に掲げる市町村以外の市町村</p> <p>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和5年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（2）令和5年度の介護予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27</p>	地域づくり事業の実施に必要な経費	1 地域介護予防活動支援事業 12.5/100

	<p>年度から令和5年度までの各年度における 75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た 額</p> <p>(2) 令和5年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p> <p>前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和5年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 平成29年度の総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から令和5年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の10により算定される率</p> <p>※2 平成28年度より総合事業を開始する場合は、一イ(1)について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和5年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ(1)について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和5年度ま</p>		
--	--	--	--

	<p>での各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※3 平成 29 年度より総合事業を開始する場合は、一イ(1)について、平成 28 年度の予防給付費額及び平成 28 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 29 年度から令和 5 年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ(1)について、平成 28 年度の予防給付費額及び平成 28 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 29 年度から令和 5 年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p> <p>2 生活支援体制整備事業</p> <p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で知事が認める額とする。</p> <p>なお、就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。</p> <p>① 在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(a) 及び (b) の合計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 1,058 千円</li> <li>(b) 3,761 千円 × 地域包括支援センター数(注)</li> </ul> </li> </ul> <p>② 生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置及び協議体の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1層(市町村圏域) 8,000 千円</li> </ul> </li> </ul> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区</p>		<p>2 生活支援体制整備事業</p> <p>19.25/100</p>
--	---	--	--------------------------------------

	<p>の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2層（日常生活圏域）4,000千円×日常生活圏域（介護保険法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数</li> <li>※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</li> <li>・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置8,000千円</li> <li>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</li> </ul> <p>③認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援事業10,266千円</li> <li>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</li> <li>・認知症地域支援・ケア向上事業11,302千円</li> <li>※ ただし、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</li> <li>・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業4,529千円</li> <li>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</li> </ul> <p>④地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,272千円×地域包括支援センター数（注）</li> <li>（注）介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。</li> </ul> <p>3 地域活動支援センター機能強化事業 知事が必要と認めた額</p>		<p>地域活動支援センター機能強化事業</p>
--	---	--	-------------------------

	<p>4 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(1) 運営費 (1 か所あたり年額)</p> <p>ア 一般型 (利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施していない場合)</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 3～4 日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を合計 3 名以上配置する場合 7,493,000 円</li> <li>・職員を合計 2 名配置する場合 5,945,000 円</li> </ul> <p>② 5 日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 10,192,000 円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 6,944,000 円</li> </ul> <p>③ 6～7 日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 10,804,000 円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 7,943,000 円</li> </ul> <p>※ ②及び③について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1 (5) ③センター型 (経過措置 (小規模型指定施設) の場合を除く) として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>①子育て支援活動の展開を図る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3～4 日型 1,601,000 円</li> <li>5 日型 3,302,000 円</li> <li>6～7 日型 2,915,000 円</li> </ul> <p>②特別支援対応加算 1,085,000 円</p> <p>③研修代替職員配置加算 1 人当たり年額 23,000 円</p>		<p>25/100</p> <p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>1/3</p>
--	--	--	---



<p>④育児参加促進公衆休日実施加算 412,000 円</p> <p>イ 一般型（利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施している場合）</p> <p>（ア）基本分</p> <p>① 3～4 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を合計 3 名以上配置する場合 5,940,000 円</li> <li>・職員を合計 2 名配置する場合 4,392,000 円</li> </ul> <p>② 5 日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 8,639,000 円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 5,391,000 円</li> </ul> <p>③ 6～7 日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 9,251,000 円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 6,390,000 円</li> </ul> <p>※ ②及び③について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1（5）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>（イ）加算分</p> <p>①子育て支援活動の展開を図る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3～4 日型 1,601,000 円</li> <li>5 日型 3,302,000 円</li> <li>6～7 日型 2,915,000 円</li> </ul> <p>②特別支援対応加算 1,085,000 円</p> <p>③研修代替職員配置加算 1 人当たり年額 23,000 円</p>		
--	--	--

<p>④育児参加促進公衆休日実施加算 412,000 円</p> <p>ウ 出張ひろば 1,620,000 円</p> <p>エ 小規模型指定施設</p> <p>(ア) 基本分 3,112,000 円</p> <p>(イ) 加算分 1,556,000 円</p> <p>オ 連携型</p> <p>(ア) 基本分</p> <p style="padding-left: 40px;">3～4日型 2,026,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">5～7日型 3,192,000 円</p> <p>(イ) 加算分</p> <p style="padding-left: 20px;">①地域の子育て力を高める取組 491,000 円</p> <p style="padding-left: 20px;">②特別支援対応加算 1,085,000 円</p> <p style="padding-left: 20px;">③研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000 円</p> <p style="padding-left: 20px;">④育児参加促進公衆休日実施加算 412,000 円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によっては開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。</p> <p>(2) 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000 円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 礼金及び賃貸料（開設前月分） 1か所当たり 600,000 円</p> <p>※ ア・イとも令和5年度に支払われたものに限る。</p> <p>※なお、1から4までの基準額について、上記により難しい場合には、別途、知事が認めた額を基準額とする。</p>	
---	--

多機関協働事業等	以下により算定した額		多機関協働事業等（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業）の実施に施に必要な経費	多機関協働事業等（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業） 1/4
	人口区分	基本額		
	1万人未満	25,300,000円		
	1万人以上～3万人未満	28,000,000円		
	3万人以上～5万人未満	31,000,000円		
	5万人以上～10万人未満	33,800,000円		
	10万人以上～20万人未満	42,000,000円		
	20万人以上～30万人未満	50,500,000円		
	30万人以上～50万人未満	56,000,000円		
	50万人以上	61,800,000円		
<p>※ 人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とすること。</p> <p>※ なお、上記により難しい場合には、別途、知事が認めた額を基準額とする。</p>				